

落札後の手続き（不動産）

《手続 1》 大和町担当課への連絡

1. 大和町は入札終了後に、落札者（最高価申込者）（以下、買受人という）及び次順位買受申込者に対して、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスへ、落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、大和町の連絡先などのご案内を電子メールで送信します。
※この電子メールのご案内は、入札終了日に送信します。入札したログイン ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールのご案内が届いていない場合は、同じ画面で「落札後連絡先」を確認してご連絡ください。
2. 買受人は電子メールに記載されている大和町の連絡先に電話などで連絡をしてください。
大和町公売担当職員に落札した公売物件の売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。
※買受代金の納付方法など、今後の手続きについて公売担当職員がご説明します。
次順位買受申込者となった方は、落札者（最高価申込者）の買受代金納付期限日に大和町から、売却決定された旨の連絡を受けた場合に次の手続きを行ってください。
※以下、売却決定を受けた次順位申込者は、「買受人」を「売却決定を受けた次順位買受申込者」と読み替えてください。
3. 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や公売物件の権利移転の請求などを行う場合は、「代理人が落札後の手続きを行う場合」をご確認ください。

《手続 2》 買受代金の納付

1. 納付していただく金額
 - (1) $\boxed{\text{買受代金}} = \boxed{\text{落札金額}} - \boxed{\text{公売保証金額}}$
2. 登録免許税相当額
※登録免許税の金額及び納付方法などは、落札後に大和町担当課にいただく電話などでご説明します。
3. 買受代金の納付期限までに、大和町が買受代金の納付を確認できるように一括で納付してください。
4. 買受代金の納付期限は、大和町から送信する電子メールまたは公売物件詳細画面でご確認ください。
5. 買受代金の納付方法
 - (1) 銀行口座への振込
振込口座は大和町から送信する電子メールでご案内します。また、振り込み手数料は、買受人の負担となります。
 - (2) 現金書留による送付（買受代金が50万円以下の場合のみ）
郵送料などは、買受人の負担となります。
 - (3) 郵便為替の送付
郵便為替により買受代金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限りです。
 - (4) 大和町に直接持参
銀行振出の小切手は、仙台手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限りです。
6. 買受代金の納付期限までに、大和町が買受代金の納付を確認できない場合は、買受人はその公売物件を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収して返還しません。
7. 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や公売物件の権利移転の請求などを行う場合は、「代理人が落札後の手続きを行う場合」をご確認ください。

《手続3》 必要書類の提出

1. 落札後に以下の書類を大和町に提出してください。
 - (1) 所有権移転登記請求書
所有権移転登記請求書を大和町ホームページから印刷し、記入例にしたがって必要事項を記入・捺印して下さい。
 - (2) 住所証明書
買受人が個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿謄本など
 - (3) 共同入札の場合、共同入札者全員の住所証明書および共同入札者全員が署名・捺印した共有合意書
共有合意書を大和町ホームページから印刷し、記入例にしたがって必要事項を記入・捺印して下さい。
 - (4) 公売財産が農地の場合、権利移転の許可書または届出受理書
 - (5) 大和町が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの
 - (6) 登録免許税を納付したことを証する領収証書
登録免許税額については、大和町から送信する電子メールによりお知らせします。
 - (7) 郵便切手1,500円分（登記嘱託書の郵送料）
2. 必要書類は、書留郵便または配達記録などによる郵送（郵送料は買受人の負担となります。）か直接大和町に持参して下さい。
3. 買受人が、代理人により買受代金の納付や権利移転の請求などを行う場合は、「代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

《手続4》 不動産権利移転登記の嘱託

1. 大和町は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認した後に、公売参加申込の際に登録した公売参加者情報および提出された書類により、所有権移転登記などの嘱託を行います。
 2. 売却決定後、買受人が買受代金を全額納付したときに権利が移転します。（農地の場合は農業委員会などの許可などを受けたとき）
 3. 大和町は、買受代金の納付を確認した後に、買受人に対して売却決定通知書を交付します。
 4. 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。
- ※次順位買受申込者の方には、最高価申込者（落札者）の方の買受代金納付期限日後にご説明します。
- ※大和町は公売財産の不動産登記簿上の権利移転登記のみを行い、引渡の義務を負いません。
- ※公売財産にかかる買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。

《手続5》 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人ご本人が買受代金の納付や公売財産の権利移転の請求ができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。また、買受人が法人の場合、法人代表者以外の方が手続きを行う場合は、その方が代理人となります。

代理人が手続きを行う場合、次の書類を提出して下さい。

1. 委任状
2. 買受人本人の住所証明書（法人の場合は商業登記簿謄本など）
3. 代理人の身分証明書
運転免許証、住民基本台帳カードなど、住所および氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所および氏名を証する書面およびパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。
4. 大和町が買受人に送信した電子メールを印刷したもの

受付及び書類の送付先

〒981-3680

宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

大和町 税務課 徴収対策係

電話番号 022-345-1116 (直通)

受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除きます。)